

「つなカンチャレンジ」募集要項

2022年7月6日 改訂

(目的)

「つなカンチャレンジ」は、住民の地域活性化へのアイデア・活力を実現に結び付けるためにチャレンジの場を作り、住民の企画をサポートすることを目的とします。

(種類)

「つなカンチャレンジ」には支援金額によって、「つなカンチャレンジ」(以下、「チャレンジ」と略)と「つなカンチャレンジ・ミニ」(以下、「ミニ」と略)があります。

(応募条件)

「チャレンジ」および「ミニ」ともに、応募条件は次の全てを満たすことです。

1. 参加メンバーは長野原町住民または長野原町に關係する町外在住者の3名以上であること。
2. メンバーのうち代表者は「つなぐカンパニーながのはら」(以下;「つなカン」と略)会員であること。
3. 新しいチャレンジ企画であること。
4. 公共性のある地域力向上のための企画であること。
5. 原則として、1企画につき1回までのエントリーとすること。
6. 「つなカン」の広報紙、ホームページ等での企画宣伝掲載の協力を頂くこと。

※なお、条件ではありませんが、企画は他の助成制度や支援制度などに乗りにくい内容であることが望ましい。

(募集期間、応募方法等)

1. 年間を4期に分け、各期ごとに「チャレンジ」および「ミニ」それぞれの応募を受け付けます。
 - ① 4月～6月
 - ② 7月～9月
 - ③ 10月～12月
 - ④ 1月～3月
2. 所定の企画提案書に記入し、「つなカン」事務局へ提出してください

(採択)

1. 各期ごとに審査し、年間で「チャレンジ」は3件程度、「ミニ」は5件程度を採択します。
2. 「つなカン」の理事で構成する企画調整会議で企画内容を検討し、理事会で採択を決定します。

(支援方法)

採択された場合、以下の方法で支援を行います。

1. 補助金

使用経費を企画の終了時に「つなカン」へ報告していただき、その後に補助金を支給します。金額は「チャレンジ」は5万円を上限とし、「ミニ」は3万円を上限とします。

※事前に補助が必要な場合は相談により支給します。

2. 法人の広報紙、Web 等での企画の宣伝

3. 関係機関等への紹介・仲介

4. 企画へのアドバイス3と4については、採択されなかった場合でも、ご希望によりご相談に応じます。

※役場回覧板ルートによるチラシ等配布は、「チャレンジ」に限り、役場の規定に沿う場合に可能です。

(結果の報告、確認、継続支援)

1. 報告

企画終了から1か月以内、又は支援決定から1年経過時まで、以下の書類を提出して事業の報告をしてください。

・収支報告書 ・領収書 ・活動報告書 ・活動の様子がわかる写真

※それ以前でも、途中経過をお尋ねすることもあります。

2. 確認

企画調整会議で提出書類などにより成果を確認します。

3. 継続支援

企画継続のために必要があれば、以下を紹介・提案します。

- ・他の公的・民間補助金・助成金の紹介
- ・長野原町、吾妻郡、群馬県等の企画への移行支援
- ・つなカンプロジェクト等への移行

(補助金の取り消し、返還)

1. 取り消し

企画が途中で実施不能になった場合や大きな計画変更があった場合など、計画通りに遂行されなかった場合には補助金支給が取り消される場合があります。

2. 返還

補助金交付後、明らかな不正等が発覚した場合は、補助金を全額返還して頂く場合があります。

なお、最終的に黒字の場合であっても、当初の補助金決定金額をそのまま支給します。

◇評価項目について

「チャレンジ」と「ミニ」は、それぞれ下の項目を評価し、審査をします。

「チャレンジ」評価項目

1. 公益性...地域活性化・住民生活の向上に寄与するか。多くの人が恩恵を受けられるか。
2. チャレンジ性...着眼点の良さ・熱量・創造性・新規性・ユニーク性があるか。
3. 実現可能性...1年間のプロジェクトとして計画性があるか・収支計画は妥当か。
4. 継続性・発展性...支援終了後事業を継続できるか・事業をさらに発展できるか。
5. 環境への配慮...環境保全や参加者の安全などへの配慮が十分か。

「ミニ」評価項目

1. 公益性...地域活性化・住民生活の向上に寄与するか。多くの人が恩恵を受けられるか。
2. チャレンジ性...着眼点の良さ・熱量・創造性・新規性・ユニーク性**があることが望ましい**。
3. 実現可能性...1年間のプロジェクトとして計画性があるか・収支計画は妥当か。
4. 継続性・発展性...支援終了後事業を継続できるか・事業をさらに発展できる**ことが望ましい**。
5. 環境への配慮...環境保全や参加者の安全などへの配慮が十分か。

※企画内容や評価項目などについて不明な点がある場合は、つなぐカンパニーながのほら事務局までご相談ください。